

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和7年3月13日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400436号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2400026号

第1 結論

昭和42年*月から昭和44年3月までの請求期間、同年8月から昭和45年5月までの請求期間、昭和46年1月から昭和47年7月までの請求期間、同年11月から昭和48年5月までの請求期間、同年9月から昭和50年11月までの請求期間、昭和52年4月から昭和61年11月までの請求期間、昭和63年1月及び同年6月から平成5年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和42年*月から昭和44年3月まで
② 昭和44年8月から昭和45年5月まで
③ 昭和46年1月から昭和47年7月まで
④ 昭和47年11月から昭和48年5月まで
⑤ 昭和48年9月から昭和50年11月まで
⑥ 昭和52年4月から昭和61年11月まで
⑦ 昭和63年1月
⑧ 昭和63年6月から平成5年12月まで

各請求期間に国民年金の保険料を納付していたはずなので、各請求期間の記録を国民年金保険料の納付期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、各請求期間について、国民年金保険料を納付した旨陳述している。

しかしながら、請求者に係る国民年金被保険者台帳を確認したところ、請求期間①から⑤までの期間の国民年金保険料は納付されていない記録となっているほか、日本年金機構は、請求者のA町(現在は、B市)に係る国民年金手帳記号番号払出簿の備考欄の記録(「不在53」)から、昭和53年には不在(宛所不明)として登録されているとしている上、請求者は、請求期間①及び②についてはA町に居住し、請求期間③から⑤までの期間についてはC市に居住していた旨主張しているところ、請求者の改製原戸籍により請求者が昭和45年11月7日に婚姻しC市に戸籍が編纂されたことが確認できるが、前述の被保険者台帳の住所欄にA町より後の住所

が記載されていないことから判断すると、請求期間③以降、請求者の住所地に納付書等は届かなかったことがうかがわれる。

また、基礎年金番号が導入された平成9年1月1日より前に、住民登録をしている市町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、被保険者に固有の管理番号である国民年金手帳記号番号（以下「手帳記号番号」という。）が払い出されていたところ、年金情報総合管理・照合システムにより、請求者が請求期間③から⑤までの期間に居住していたとするC市、請求期間⑥の一部の期間に居住していたとするD市（現在は、E市）及び改製原附票により請求期間⑥の一部、請求期間⑦及び⑧に請求者の住所地が確認できたF市（昭和54年10月16日以降）で、それぞれの請求期間に払い出された手帳記号番号を確認したが、請求者の氏名は見当たらないほか、全ての請求期間について、社会保険オンラインシステムにおいて氏名検索を行ったものの、請求者に既に基礎年金番号に統合されている手帳記号番号以外の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、B市、C市、E市及びF市は、請求者に係る手帳記号番号の払出や納付状況などについては、記録がない旨回答している。

このほか、請求者は、各請求期間についての国民年金への加入手続及び保険料の納付方法などについて具体的に記憶していないほか、請求者が各請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400433号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2400084号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のD社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和40年9月1日から昭和44年4月2日まで
② 昭和47年1月1日から同年8月1日まで
③ 昭和47年11月1日から昭和48年4月1日まで
④ 昭和48年4月1日から同年6月14日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、A社、B社、C社及びD社における被保険者期間が実際に勤務していた期間よりも短くなっており、被保険者記録が漏れていると思うので訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、オンライン記録で確認できるA社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の後も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者記録が漏れているとして記録の訂正を求めている。

しかしながら、請求期間当時に事業主の届出に基づき作成されたA社の「事業所別被保険者名簿」(以下「被保険者名簿」という。)を確認したところ、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和40年4月24日、喪失年月日は同年9月1日と記載されており、オンライン記録と一致している。

また、前記の被保険者名簿において、各被保険者は資格取得年月日順に整理番号が付されており、請求者の整理番号は「32」番であるところ、当該被保険者名簿により、請求者の直後の整理番号「33」番（昭和40年10月1日に資格取得）からA社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和44年8月に同社で最後に資格取得している整理番号「79」番までの被保険者47名を確認したが、請求者の氏名はない上、整理番号は連番で欠番はなく、請求者の被保険者記録が欠落した形跡はない。

なお、請求者は、A社で請求者と一緒に勤務していた者として、請求者の兄二人、叔父二人及び友人一人の氏名を挙げているところ、オンライン記録及び被保険者名簿により、兄一人については同社における被保険者記録が確認できるが、残る兄一人、叔父二人及び友人一人については、いずれも同社における被保険者記録は確認できない。

さらに、A社は、オンライン記録によると昭和44年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、閉鎖登記簿謄本によると昭和47年1月23日に解散しており、事業主は所在不明のため、請求期間における請求者の勤務実態、給与の支払及び給与からの保険料控除並びに同社における社会保険加入の取扱いについて確認することができない。

加えて、前述の被保険者47名のうち、所在が確認できた10名に照会を行ったところ、5名から回答があったが、いずれの者も請求者の具体的な勤務期間については回答がなく、複数の者が当時の社会保険事務担当者の名前を挙げているものの、当該事務担当者の名前と一致する者は所在不明又は既に亡くなっており、A社における社会保険加入の取扱いについては不明である。

- 2 請求期間②について、請求者は、オンライン記録で確認できるB社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日の前から同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者記録が漏れているとして、記録の訂正を求めている。

しかしながら、請求期間当時に事業主の届出に基づき作成されたB社の被保険者名簿を確認したところ、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和47年8月1日、喪失年月日は同年9月1日と記載されており、オンライン記録と一致している上、当該取得及び喪失に係る届出は、それぞれ同年8月及び同年9月に受け付けられており、不自然ではない。

また、上記の被保険者名簿において、各被保険者は資格取得年月日順に整理番号が付されており、請求者の整理番号は「52」番であるところ、当該被保険者名簿により、昭和45年12月に資格取得した整理番号「13」番からB社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなる直前の昭和49年3月に同社で最後に資格取得した整理番号「87」番までの被保険者75名を確認したが、現在の記録である整理番号「52」番のほかに請求者の氏名はない上、整理番号は連番で欠番はなく、請求者の被保険者記録が欠落した形跡はない。

さらに、B社は、オンライン記録によると昭和49年5月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、閉鎖登記簿謄本によると昭和53年10月11日に解散しており、事業主は所在不明のため、請求期間における請求者の勤務実態、給与の支払及び給与からの保険料控除並びに同社における社会保険加入の取扱いについて確認することができない。

加えて、B社において昭和45年12月から同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和49年5月までに被保険者資格を取得した74名（請求者を除く。）で所在が確認できた者のうち、13名に照会したところ、11名から回答があったが、いずれの者も請求者の氏名を記憶しておらず、1名は当時の社会保険事務担当者の名前を挙げているものの、当該事務担当者と名前が一致する者は所在不明であり、同社における社会保険加入の取扱いについては不明である。

- 3 請求期間③について、請求者は、オンライン記録で確認できるC社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の後も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者記録が漏れているとして、記録の訂正を求めている。

しかしながら、請求期間当時に事業主の届出に基づき作成されたC社の被保険者名簿を確認したところ、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和47年9月7日、喪失年月日は同年11月1日と記載されており、オンライン記録と一致している上、当該取得及び喪失に係る届出は、それぞれ同年9月及び同年11月に受け付けられており、当該喪失に伴い健康保険証も返納されている。

また、上記の被保険者名簿において、各被保険者は資格取得年月日順に整理番号が付されており、請求者の整理番号は「339」番であるところ、当該被保険者名簿により、昭和47年から昭和49年までに同社で資格取得した整理番号「322」番から整理番号「350」番までの被保険者29名を確認したが、現在の記録である整理番号「339」番のほかには請求者の氏名はない上、整理番号は連番で欠番はなく、請求者の被保険者記録が欠落した形跡はない。

さらに、C社の請求期間当時の事業主は既に亡くなっており、現在の事業主は、請求者の勤務実態、給与の支払及び給与からの保険料控除並びに社会保険加入の取扱いについては、いずれも不明と回答している。

加えて、昭和47年から昭和49年までの期間にC社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している28名（請求者を除く。）のうち、所在が確認できた4名に照会を行ったところ、1名から回答があったが、請求者の氏名を記憶しておらず、当時の社会保険事務担当者の名前を複数挙げているものの、これらの事務担当者と名前が一致する者は所在不明又は既に亡くなっており、同社における社会保険加入の取扱いについては不明である。

- 4 請求期間④について、請求者は、オンライン記録で確認できるD社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日の前から同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者記録が漏れているとして、記録の訂正を求めている。

しかしながら、請求期間当時に事業主の届出に基づき作成されたD社の被保険者名簿を確認したところ、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和48年6月15日、喪失年月日は同年8月6日と記載されており、オンライン記録と一致している上、当該取得及び喪失に係る届出は、それぞれ同年6月及び同年8月に受け付けられており、不自然ではない。

また、上記の被保険者名簿において、各被保険者は資格取得年月日順に整理番号が付されて

おり、請求者の整理番号は「74」番であるところ、当該被保険者名簿により、昭和 47 年から昭和 49 年までに同社で資格取得した整理番号「69」番から整理番号「78」番までの被保険者 10 名を確認したが、現在の記録である整理番号「74」番のほかに請求者の氏名はない上、整理番号は連番で欠番はなく、請求者の被保険者記録が欠落した形跡はない。

さらに、D社の請求期間当時の事業主は既に亡くなっており、現在の事業主は、請求者の勤務実態、給与の支払及び給与からの保険料控除並びに社会保険加入の取扱いについては、いずれも資料がなく不明と回答している。

加えて、昭和 47 年から昭和 49 年までの期間にD社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している 9 名（請求者を除く。）のうち、所在が確認できた 3 名に照会を行ったところ、2 名から回答があったが、いずれの者も請求者及び当時の社会保険事務担当者の氏名は記憶しておらず、同社における社会保険加入の取扱いについては不明である。

- 5 このほかに請求者の請求期間①から④までにおける勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。